

物価高騰対策賃上げ支援金 募集要項

令和8年2月3日制定

1 目的

最低賃金の大幅な上昇が続く中、中小企業等が継続的に賃上げできる環境を整え、必要な人材を確保していくため、物価高騰対策賃上げ支援金（以下、「支援金」という。）を交付するもの。

2 支援金概要

(1) 支給対象事業者

法人の場合

ア 法人にあっては、次に掲げるもの全てに該当すること。

(ア) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲^{*1}で事業を営む者であつて、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等（宗教法人を除く。）、協同組合等及び普通法人に該当するもの。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- a 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
- b 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
- c 岩手県が設立した法人
- d 法人格のない任意団体、政治団体及び宗教団体
- e 運営費の大半を公的機関から得ている法人等

(イ) 県内に本社又は主たる事業所がある、若しくは支店・営業所等の事業所が県内にあること（県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている場合を除く）。

(ウ) 県内の事業所に常時使用する従業員^{*2}を1人以上雇用していること。

(エ) 岩手県税に未納がないこと。

(オ) 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。

(カ) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

(キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていないこと。

(ク) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。

(ケ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生または更生手続きを行っている者ではないこと。

※1 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者の範囲

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、 その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者とする。

- ① 会社役員又は個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2か月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者

個人事業主の場合

イ 個人事業主にあつては、次に掲げるもの全てに該当すること。

(ア) 岩手県内税務署へ開業届を提出していること。

(イ) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であつて、アの（ウ）から（ケ）の全ての要件に該当するもの

(2) 支給要件

ア 賃上げの対象時期

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで（賃金^{※3}の支給が令和8年10月31日までのものを含む）

※3 「賃金」とは、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条において支払わなければならないこととされている賃金をいう。

イ 賃上げ対象従業員

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。

ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。

ウ 賃上げ額

(ア) 対象時期において、従業員の賃金を賃上げ月の前月と比較して1時間当たり60円以上引き上げていること。

なお、対象時期において、段階的に引き上げの要件を満たした場合の賃上げ額の取り扱いは別に定めるところによる。^{※4}

(イ) 最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。

(ウ) 引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。

※4 賃上げの対象時期において、段階的に賃金を引き上げた場合も対象となります。この場合は、各賃上げ月とその前月の賃金台帳をご提出ください。詳細は申請特設ページに掲載しているFAQをご確認ください。

エ その他

申請時点において、事業所内の全ての労働者の1時間当たりの賃金が最低賃金を上回っていること。

(3) 支給額

次に掲げる金額に、(2)ア～ウの支給要件をすべて満たす従業員数を乗じて得た額とする。ただし、1事業者当たりの上限は50人分とする。

ア 従業員1人当たり6万円

イ ただし、令和7年10月1日から令和7年12月1日までの間に、時給971円未満の従業員の賃金を時給1,031円以上に引き上げた場合、アに2万円を加算する。

ウ なお、賃上げの対象時期において、段階的に引き上げの要件を満たした場合の支給額は別に定めるところによる。

(4) 県全体の支給上限額

25億4,000万円（支援金原資に係る予算の範囲内）

(5) 申請受付期間

令和8年2月13日（金）から支給上限（25億4,000万円以内）に達するまで。

※ ただし、支給上限に達しない場合でも、令和8年11月13日（金）で受付終了とします。

3 申請方法

下記の申請書類を、電子申請又は郵送により、物価高騰対策賃上げ支援事業事務局（以下「事務局」という。）まで申請（提出）する。

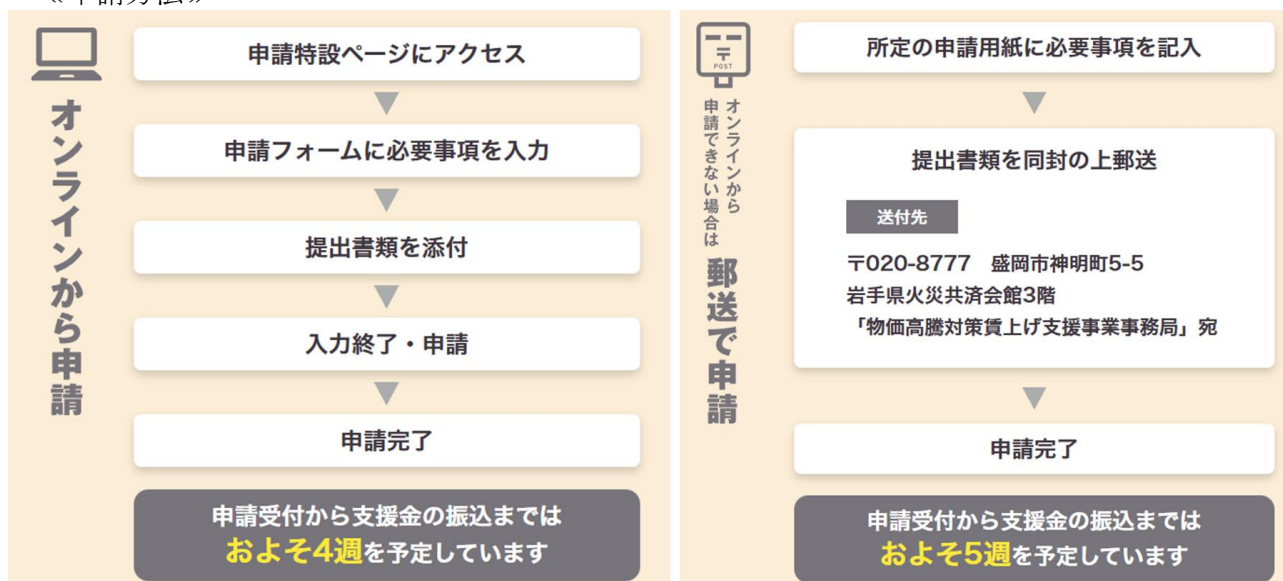
(1) 申請書類

- ア 物価高騰対策賃上げ支援金申請書兼請求書（様式1又は様式2）
- イ 支給対象従業員一覧（様式3）
- ウ 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- エ 賃金台帳の写し（賃上げ月及び賃上げ月の前月）
- オ 別途指定する金融機関の振込依頼書（支払い先の情報を記載したもの。）及び支援金振込先の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人等）が分かる書類（預金通帳の写し等）
- カ ア～オに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(2) 提出方法

- ア 電子申請
申請特設ページから申請フォームに入り、必要事項の入力及び提出書類を添付
【申請特設ページ】
<https://iwate-bukkakoutoutaisaku.pref.iwate.jp/>
- イ 郵送
申請書類を事務局に送付
【送付先（事務局）】
〒020-8777 岩手県盛岡市神明町5-5 岩手県火災共済会館3階
「物価高騰対策賃上げ支援事業事務局」宛

《申請方法》



4 支援金支給までの流れ(申請受付後)

(1) 収受通知

申請書類について、添付書類の不足等の不備がないかを事務局が確認した後、申請者に対して事務局から収受通知を送付します。

※ 通知の発出について、郵送での送付を原則とします（以降の流れにおいても同じ）。

(2) 審査

申請書類について、事務局及び県で審査を行い、確認事項等がある場合には、事務局から申請者に架電又はメール等により書類の修正や追加資料の提出依頼を行います。

(3) 支給決定・不支給決定

審査の結果、適当と認められた場合は、申請者に対し事務局から物価高騰対策賃上げ支援金支給決定通知書（様式4。以下「支給決定通知書」という。）を送付します。

なお、審査の結果、支給要件を満たしていないと判断した場合は、申請者に対し事務局から物価高騰対策賃上げ支援金不支給決定通知書（様式5）を送付します。

(4) 振込

支給決定通知書を送付した申請者に対して、速やかに振込を行います。

なお、申請者の銀行口座情報に不備が存在する場合は、申請者に対して事務局から修正確認、銀行口座情報の再提出依頼を行います。

5 留意事項

(1) 申請回数

申請受付期間内で申請できる回数は、1事業者当たり1回限りです。（複数回の申請はできません。）

(2) 申請単位（県内に複数の事業所がある場合）

法人の場合

県内に複数の事業所がある場合、法人番号単位でまとめて申請してください。

（例1：事業所ごとに法人番号を取得されている場合は、事業所ごとに申請）

（例2：複数の事業所を1つの法人番号で管理されている場合は、1件にまとめて申請）

個人事業主の場合

県内に複数の事業所がある場合、1件にまとめて申請してください。

(3) 申請書類の保管

申請者は、支援金の受給後においても、支給決定通知書を5年間保存するとともに、労働基準法第109条に基づき保存している書類のうち支援金の申請に関わる書類について、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとします。

【労働基準法第109条（記録の保存）】

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならない。

(4) 調査等

知事は、支援金の支給に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことがあります。

(5) 支給決定の取消及び返還請求

知事は、申請書の記載等に虚偽が判明した場合又は支給決定後において支給要件を満たさない事実が確認された場合は、支援金額確定の取消、支援金の返還請求を行うことがあります。

(6) 補助金等併給調整

ア 本支援金は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として活用しているため、国の交付金との重複支給と判断される場合には支給対象外となります。

イ 公的機関から運営費補助を受けている場合や、賃上げに対する支援を含む支援金・補助金等を受けている場合には、本支援金との重複が不可となる場合があります。

※ 上記ア及びイに該当するか否かについて、個別の取扱いを申請特設ページのFAQに掲載

しておりますので、補助金等を受けている事業者においては、必ず御確認いただき、判断できない場合には予め事務局まで御相談ください。

(7) 賃金の計算方法について

ア 本支援金では、1時間当たりの賃金を60円以上引き上げていることを要件としており、その賃金には、基本給のほか、恒常的に支払われる諸手当も含まれます。ただし、手当の性質により、事業所としての賃上げと認められないもの（例：居住実態の変更に伴う住宅手当額の変更、昇進に伴う役職手当の追加 など）は除外して計算しますので御注意ください。詳しくは、申請特設ページに掲載している「賃金の計算方法について」を御参照いただき、不明な点があれば、予め事務局まで御相談ください。

イ 上記アのほか、労働条件の変更等による時給額の変動（例：週休2日制から週休3日制に移行 など）など、事業所としての賃上げと認められないものについては、審査のうえ、支給対象外となる場合がありますので、申請特設ページに掲載している「賃金の計算方法について」やFAQを必ず御参照いただき、不明な点があれば、予め事務局まで御相談ください。

※ 前回の同支援金（令和6年10月1日～令和7年9月30日賃上げ分）において、申請者が考える計算方法と審査上の計算方法が異なり、結果的に支給対象外となる事例がありましたので、御注意ください。

(8) 最低賃金

申請にあたっては、賃上げ月及び賃上げ月の前月の時給が、当該時期の最低賃金以上となっているか確認をしてください。下回っている場合は支給対象外です。

(9) その他

本支援金申請でいただいた情報は、以下の目的においてのみ使用し、その他には使用いたしません。

ア 本支援金申請に関する連絡のため。

イ 申請者を特定しない統計情報の作成のため。

ウ 県が実施する労働関連施策に関する情報提供のため。

6 問い合わせ先

【物価高騰対策賃上げ支援事業事務局】

電話：019-601-7165

（受付時間 9：00～17：00（土・日・祝・お盆期間を除く））

メール：info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp